

# 串間市地球温暖化対策実行計画 概要版

## (区域施策編・事務事業編)



令和5年(2023年)3月

宮崎県串間市

# 1. 計画の基本的事項

## (1) 計画策定の目的

近年地球温暖化の進行によって、猛暑日や頻発する豪雨などの気候変動・異常気象が発生しています。今後も地球温暖化が進行すると、干ばつによる水不足や森林減少、生物多様性の崩壊だけでなく、エネルギー価格の高騰や熱中症・感染症等の増加・拡大など、我々の暮らしに直接関わってくるような様々な災害や被害が考えられます。

本計画は、国の方針に沿って令和32年(2050年)までの脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの導入や有効活用等、目標を定めるための調査・検討等を行い、ゼロカーボンシティへの道筋を示すものです。本市では、さらなる再生可能エネルギーの導入により、経済循環の好転及び地域課題の解決を図り、いつまでも安全・安心に自然と共生できる串間市の実現を目指し、本計画を策定します。



## (2) 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策に対し積極的かつ効率的に取り組むため、令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現を見据えて、基礎情報の収集及び現状の分析、将来の温室効果ガス排出量の推計、将来ビジョン、脱炭素シナリオ、再生可能エネルギーの導入目標等を策定するものです。

日本は2050年カーボンニュートラルの目標達成に向け、市町村を含むあらゆる主体による取組の推進が求められています。本市においても、市域等から排出される温室効果ガスを削減・抑制し、地球温暖化防止の責務を果たすため、総合的かつ計画的な「串間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」を策定します。

## (3) 計画期間

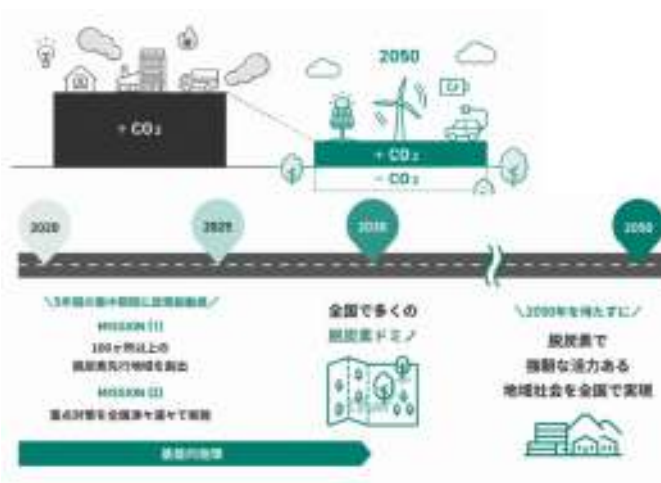
計画期間は、国の「地球温暖化対策計画」との整合を図り、令和5年(2023年)度から令和12年(2030年)度とします。

## 2. 計画策定の背景

地球温暖化対策推進法は、平成9年（1997年）に第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で気候変動枠組条約に関する議定書（京都議定書）が採択されたことを受けて平成10年（1998年）に成立し、地球温暖化対策の推進を目的とした内容となっています。

令和2年（2020年）10月、我が国は令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするため、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。これを受け、翌令和3年（2021年）4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12年（2030年）度の温室効果ガスの排出量を平成25年（2013年）度比で46%削減することを目標と定め、さらに50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表され、7度目の改正となる改正地球温暖化対策推進法が成立しました。

■地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像



出典：環境省

## 3. 脱炭素ビジョン

本市にとって、自然資本は地域外から人を呼び込む源泉であり、次世代に引き継いでいくべきものです。今後も身近な自然環境を活かしながら、気候変動対策と経済の高付加価値化を同時実現させるなど、「量から質への転換」を図り、本市独自の高付加価値な財・サービスを創出するなど、脱炭素に向けた取組を通して地域の活性化を図ります。そのためには、CO<sub>2</sub>排出量の削減目標を設定するとともに、市民や事業者との共通理解のもと、行動変容を促し、連携・協働による脱炭素の取組を進め、2050年においても安心して豊かな暮らしを送ることができるビジョンを掲げます。



串間の環境を共に創り 未来へつなぐ  
～環境・経済・社会がつながるコンパクトシティ～

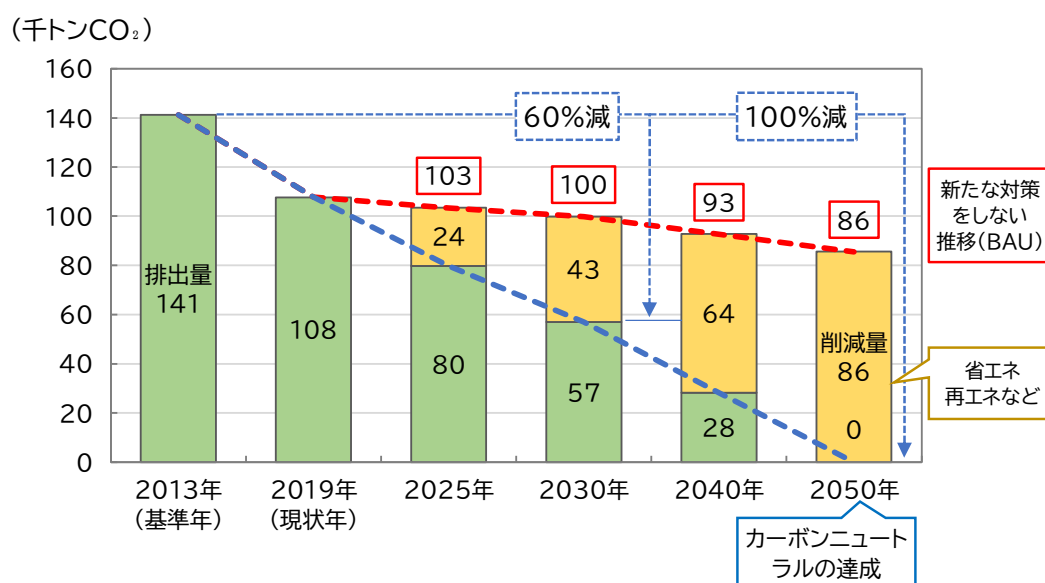
## 4. CO<sub>2</sub>排出量削減目標の設定と削減シナリオ

### (1)CO<sub>2</sub>削減目標

① 令和 12(2030)年度	② 令和 32(2050)年度
平成 25(2013)年度比で <b>60%削減</b>	実質ゼロとし <b>カーボンニュートラルを達成</b>

本計画での基準年度（平成 25 年（2013 年））及び中間目標年度（令和 12 年（2030 年））、最終目標年度（令和 32 年（2050 年））は、国の地球温暖化対策計画等との整合性を図ります。また、温室効果ガス排出量の削減については、国が示す令和 12 年（2030 年）46%より先んじて、平成 25 年（2013 年）度比で令和 12 年（2030 年）度に 60%削減、令和 32 年（2050 年）度にはカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）を目標とします。

#### ■CO<sub>2</sub>排出量の削減目標



### (2)CO<sub>2</sub>削減シナリオ

令和 32 年（2050 年）度にゼロカーボンを実現するために、どのような方策を用いて CO<sub>2</sub>削減を推進していくかについて、具体的なシナリオを示します。

また、「省エネルギーの推進」「再生可能エネルギーの導入促進」「自動車のEV化の推進」の3つの方針について、住民アンケート結果等を踏まえて、具体的な CO<sub>2</sub>削減シナリオの詳細をあげています。

## 5. 脱炭素ビジョンに向けた取組

### 基本的取組 1 省エネルギー対策の推進



私たちの暮らしや社会はエネルギーの消費によって成り立っており、温室効果ガス排出量の大部分を占める CO<sub>2</sub>排出量を削減するためには、省エネルギー化を進めることが重要です。

様々な情報を発信し、健康で快適な暮らしを両立させた脱炭素型ライフスタイルの転換に取り組むとともに、建物の省エネルギー化や省エネルギー設備の導入を推進します。

- 省エネルギー行動の推進
- 高効率な省エネルギー機器・設備の推進
- ZEB・ZEH・ZEH-M 化など建物の省エネルギー性能の向上
- 「省エネルギー対策の推進」における各主体の取組

#### 《市民の取組》

- ◆ 省エネルギー対策に向けた取り組みを心がけます
- ◆ 省エネルギー化の環境促進へ配慮したライフスタイルの転換に取り組めます

#### 《事業者の取組》

- ◆ 事業所の建物や設備について、省エネルギーに配慮した対策に取り組めます
- ◆ 省エネルギー化の環境促進へ配慮したビジネススタイルを推進します

### 基本的取組 2 再生可能エネルギーの導入促進



太陽光をはじめとした再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、枯渇することのない持続可能なエネルギー源です。また、自家消費型の太陽光発電システムと蓄電池を合わせて活用することで、発電した電力を効率的に利用できるだけでなく、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできます。

- 太陽光発電等再生可能エネルギーの導入促進
- ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)の導入促進
- その他の再生可能エネルギー導入促進
- 「再生可能エネルギーの導入促進」における各主体の取組

#### 《市民の取組》

- ◆ 再生可能エネルギーの利用促進に取り組めます

#### 《事業者の取組》

- ◆ 事業所の建物や設備について、省エネルギーに配慮した対策に取り組めます

### 基本的取組 3 低炭素な交通ネットワークの形成



本市は CO<sub>2</sub>排出量の運輸部門が占める割合が多いことから、電気自動車の早期普及をはじめ、エコドライブの普及啓発、低炭素な交通ネットワークの形成などを進め、地球にやさしい交通環境の整備を進める必要があります。また、運輸部門の脱炭素化に向けた検討と同時に、多様な移動手段を導入することで、暮らしの利便性の向上にもつなげます。

- 電気自動車等(EV・PHV・FCV)の普及促進
- エコドライブの普及啓発
- 低炭素な移動手段の促進
- 「低炭素な交通ネットワークの形成」における各主体の取組

#### 《市民の取組》

- ◆ 環境に配慮した交通手段を選択し、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組みます

#### 《事業者の取組》

- ◆ 環境に配慮した移動手段を選択し、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組みます

### 基本的取組 4 エネルギーの地産地消による持続可能なまちづくり



近年大規模な災害が各地で頻発する中で、従来の大規模・集中型エネルギーだけではなく、分散型エネルギーとして多様な供給力を組み合わせ、エネルギー供給のリスク分散や CO<sub>2</sub>の排出削減を図る機運が高まっています。このような分散型エネルギー社会の実現は、災害時のライフラインの安定的な確保という視点だけでなく、エネルギーの効率的活用や地域活性化、エネルギー供給への参画等、様々な意義があると考えられています。

電気を地産地消し、災害時への備えだけではなく、エネルギーによる経済循環や地域活性化への取組など、持続可能な社会の実現という視点に基づいたエネルギーのまちづくりを進めます。

- 地域内エネルギーマネジメントによる電気の地産地消
- 自立・分散型エネルギー社会の形成による災害時への備え
- マイクログリッド(オフグリッド技術)による災害時への備え
- 「エネルギーの地産地消による持続可能なまちづくり」における各主体の取組

#### 《市民の取組》

- ◆ エネルギーの地産地消につながる取り組みを進めます
- ◆ 気候変動の影響への適応を進めます

#### 《事業者の取組》

- ◆ エネルギーの地産地消につながる取り組みを進めます
- ◆ 気候変動の影響への適応を進め、事業継続性の確保に努めます

## 基本的取組 5 あらゆる取組による脱炭素化の実現



市民・事業者・行政が一体となり脱炭素化の実現のためには、共通認識を図り、行動変容につながる取組を進めるとともに、長期的な視点での都市計画や再エネ由来のエネルギーの活用、ごみの減量化、食品ロスへの取組など、様々な地球温暖化防止策に取り組む必要があります。

また、脱炭素化を活かした新しい事業の創出や地域が潤う施策を官民連携で講じるほか、森林や藻場の吸収力を高めるなど、様々な取組を通じて脱炭素社会のまちづくりを進めます。

- 脱炭素型観光への取組
- 森林・藻場による CO<sub>2</sub> 吸収
- 地球温暖化防止策の推進
- 循環型社会形成の推進
- 「あらゆる取組による脱炭素化の実現」における各主体の取組

### 《市民の取組》

- ◆ 地球温暖化対策に関する活動等へ積極的に参加・協力します

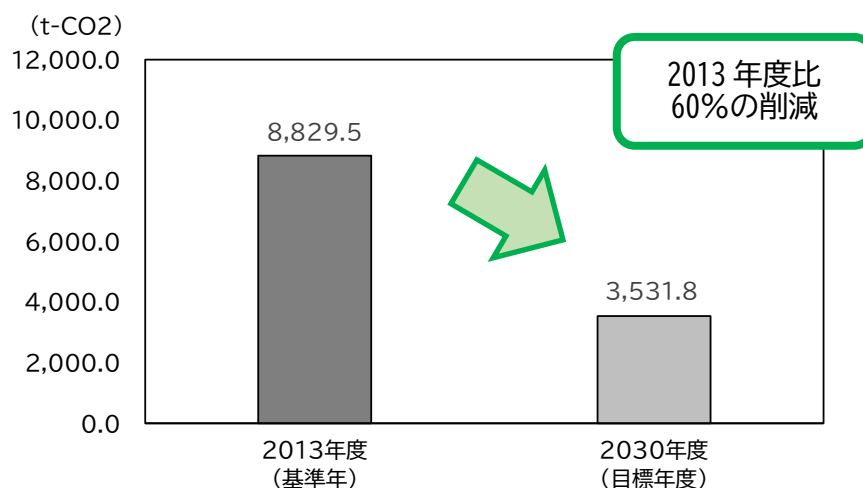
### 《事業者の取組》

- ◆ 地球温暖化対策に向けた効果的な取組を推進します

## 6. 事務事業編の見直し

政府実行計画等を踏まえ、串間市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。本実行計画期間中の事務及び事業によって生じる温室効果ガス総排出量を目標年度令和 12 年（2030 年）度に、基準年度平成 25 年（2013 年）度比で 60%削減することを目標とします。

### ■ 温室効果ガスの削減目標



## 7. 計画の推進体制

本計画で掲げた CO<sub>2</sub>排出量の削減目標を達成するには、行政をはじめ市民、事業者等の各主体がそれぞれの役割を理解し、自主的に CO<sub>2</sub>削減に取り組むことが不可欠です。

また、効果的な成果をあげるには地域全体での取組が重要です。このため、各主体が相互に協力しあえる、地域が一体となった推進体制とします。

### (1) 庁内(行政内部)の連携

本計画に基づき、市域における地球温暖化対策及び脱炭素事業を総合的かつ計画的に推進するため、各事業実施における課題及び解決策を検討するなど、全庁的な取組を推進します。

### (2) 国・県等との連携

地球温暖化対策は、国や県の施策と連動し実施していくことが効果的であることから、国や県をはじめ、関係機関との連携を図ります。

### (3) 民間支援機関の活用

省エネの推進や再生可能エネルギーを導入するためには、専門的な知識はもちろんのこと、あらゆる組織と連携し、これまでにない規模や種類の取組を講じ、具現化していく必要があることから、専門知識やノウハウをもつ人材が必要となり、行政職員だけでは対応できない面が大きな課題です。このことを解決し、施策を着実に進めていくため、民間支援機関を活用し、効果的で効率的な計画の推進を図ります。

#### 串間市地球温暖化対策実行計画 概要版

(区域施策編・事務事業編)

令和5年(2023年)3月

串間市 市民生活課

〒888-8555

宮崎県串間市大字西方 5550

TEL : 0987-72-1111 Fax : 0987-72-6727

メールアドレス : kankyou@city.kushima.lg.jp